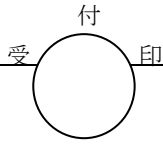


規則名 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則

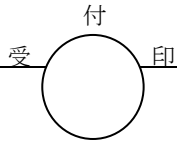
平成14年岩手県規則第65号

様式番号	様式名	関係規則条文
様式第 1 号	法人県民税均等割課税免除申請書	2
様式第 2 号	不動産取得税課税免除申請書	2
様式第 3 号	自動車税環境性能割・種別割課税免除申請書	2
様式第 4 号	法人県民税課税免除承認（不承認）・取消通知書	3
様式第 5 号	不動産取得税課税免除承認（不承認）通知書	3
様式第 6 号 ア	自動車税環境性能割・種別割課税免除承認（不承認）・取消通知書	3
様式第 6 号 イ	自動車税種別割課税免除承認（不承認）・取消通知書	3



法人県民税均等割課税免除申請書											
年 月 日 広域振興局長 様	申請者	所在地									
		名称									
		代表者氏名									
		法人番号									
特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例第6条の規定により、次のとおり課税免除を申請します。											
法人を設立した日						年 月 日					
免除を受けようとする期間又は事業年度						年 月 日から 年 月 日まで					
地方税法施行令第7条の4 の収益事業に該当する場合		収益事業の種類									
		収益事業の概要									
当該収益事業に係る所得の計算上益金の額から損金の額を差し引いた額 (地方税法施行規則第6号様式の㉒-㉓記載の額)						円					
免除を受けようとする税額						円					

備考 法人税の申告書の写しを添付してください。



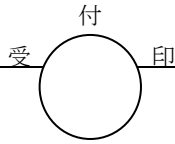
不動産取得税課税免除申請書

年 月 日 広域振興局長 様	申請者	所在地										
		名称										
		代表者氏名										
		法人番号										

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例第6条の規定により、次のとおり課税免除を申請します。

免除を受けようとする不動産	譲渡者	住所 (所在地)					氏名 (名称)					
	用途											
	家	所在地		種類				構造				
	屋	床面積		取得年月日				取得の原因				
		m ²										
	土地	所在地						地目				
		地積		取得年月日				取得の原因				
		m ²										

備考 法人の登記事項証明書、定款の写し、無償で譲り受けたことを証明する書類及び土地（建物）の登記事項証明書等不動産の所有権が申請者に移転したことを確認できる書類を添付してください。



自動車税 環境性能割 種別割 課税免除申請書										
年 月 日 広域振興局長 様	申請者	所在地								
		名称								
		代表者氏名								
		法人番号								
特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例第6条の規定により、次のとおり課税免除を申請します。										
特定非営利活動の種類										
自動車取得の有償・無償の別										
自動車の譲渡者	住所 (所在地)				氏名 (名称)					
使用目的										
自動車	所有者	住所 (所在地)				氏名 (名称)				
	使用者	住所 (所在地)				氏名 (名称)				
	登録番号		種別及び用途			自家用の別 事業用				
	車名 (年式)型式	()	車台番号			乗車定員 (最大積載量)	() kg			
	総排気量					取得年月日	. . .			
免除申請税額等	免除を受けようとする年度	年度分	免除を受けようとする税額	環境性能割	円					
				種別割	円					

備考 法人の登記事項証明書、定款の写し、自動車検査証の写し及び運行記録簿、事業計画書等課税免除を必要とする理由を証明するに足る書類を添付してください。

所在地 名称 代表者氏名	第 年 月 日 号 日
様 広域振興局長 氏 名 印	
法人県民税均等割課税免除承認（不承認） 取 消 通知書	
法人県民税均等割の課税免除について、特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例第2条第 項に該当する（しない）ので、次のとおり承認（承認しないことと） しないこととなった 取 消 します。	
登 録 番 号	
免除する 取り消す 期間又は事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
免除する 取り消す 税 額	円
不承認（取消し）の理由	
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを經由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 年 月 日 号 日				
所在地 名称 代表者氏名	様 広域振興局長 氏 名 印			
不動産取得税課税免除承認（不承認）通知書 不動産取得税の課税免除について、特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例第3条に該当する（しない）ので、次のとおり承認（承認しないことと）します。				
不 動 産	家 屋	所 在 地 種 類		
	構 造 床 面 積 取 得 年 月 日	積 m ²		
	土 地	所 在 地 地 目		
	積 m ²	取 得 年 月 日		
	免除する税額			円
	不 承 認 の 理 由			
	教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		

所在地 名称 代表者氏名	第 年 月 日 号 日	
様	広域振興局長 氏 名 印	
自動車税 環境性能割 課税免除 承認 (不承認) 通知書 種 別 割 取 消		
自動車税 環境性能割 種 別 割 の課税免除について、特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する 条例第 条第 項に該当 する (しない) ので、次のとおり 承認 (承認しないことと) し ます。 取 消		
登録番号		
環境性能割	免除する税額	円
種別割	免除する年度及び税額 取り消す	年度分 円
不承認 (取消し) の理由		
教 示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3か月以内に、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。 審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県 税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出 してください。 2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経 た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して 6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となりま す。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する ときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することが できます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処 分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を 経ないことにつき正当な理由があるとき。	

